

## 第 316 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 7 年 12 月 15 日（月）14：24～15：30

2 開催場所 松山市二番町四丁目 4 番地 2  
NOSAI えひめ 5 階第 1・2 会議室

3 出席者

(1) 委員 立花弘樹 網江正安 川上昭二 喜田ヒサ子 林喜代行  
塩田浩二 藤田一也 平井義則 對尾眞也 金子丈広  
福島大朝 三好 猛 竹ノ内徳人 木和田権一

(計 14 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長  
山下主幹 (事務局長)  
納田漁業調整係長  
東予地方局水産課 成田課長  
東予地方局今治支局水産課 中島課長  
中予地方局水産課 宇野課長  
南予地方局水産課 八木課長  
南予地方局愛南水産課 高島課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

(計 9 名)

(3) 事務局 逢阪事務局次長 大谷書記 松本書記

(計 3 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(2) かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申

(3) 新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

5 報告事項

(1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 連合海区・広域漁業調整委員会について

### (3) 全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

## 6 その他

## 7 議事の内容

### 1 開会

逢阪次長 定刻より若干早いですが、出席予定の委員全員がお揃いですので、ただいまから、第316回愛媛海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員定数15名に対し14名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告いたします。

会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、前回の互選結果、1枚ものの会次第、愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料6及び令和7年度の委員会スケジュール表をお配りしております。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を立花会長にお願いいたします。

### 2 会長挨拶

立花会長 皆さんこんにちは。

委員の皆様には、年末を迎えてお忙しいところ、当委員会に御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、平素は当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めて、御礼を申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての諮問ほか計3件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてなど、計3件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

### 3 議事録署名人選出

立花議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。慣例によりまして、私から指名させていただきます。

本委員会の議事録署名人は、網江委員さんと、塩田委員さんの御両名に、お願いします。

### 4 (1) 第1号議案（まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群

#### に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

立花議長 これより、議事に入ります。第1号議案、まいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。  
事務局から、説明をお願いします。

逢阪次長 それでは、資料1の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 （ 資料に基づき説明 ）

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にご意見を伺います。

三好委員 カタクチイワシの漁獲量の直近3年の平均って、これ愛媛県はどれくらいあるんですか。

納田係長 かたくちいわし太平洋系群の漁獲量については、令和7年では10月までの数値で、3,368トンとなっております。

三好委員 はい、ありがとうございます。

立花議長 他にございませんか。

委員一同 （ 意見なし ）

立花議長 それでは、御意見がないようでございますので、お諮りします。第1号議案のまいわし太平洋系群、まあじ及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

立花議長 異議がないようですので、そのように決定します。

#### 4 (2) 第2号議案（かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

立花議長 続きまして第2号議案、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてを議題とします。  
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料2の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗

読します。

( 諮問文朗読 )

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 ( 資料に基づき説明 )

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にお伺いします。  
発言をする場合には、挙手にて指名をされてからの発言をお願いします。  
何かございませんか。

平井委員 これに別記と書いてありますよね、下の方に、大阪府知事から大分県知事と。これは、当然48,000トンが愛媛の許可という認識でよろしいですか。  
瀬戸内海で合わせたトン数になるのですか。

納田係長 48,000トンというのが、この別記で示されている知事の全体としての数値になりまして、愛媛県としましては目安数量がありまして、6,379トンが愛媛県の目安の数量となっております。

平井委員 それで、令和7年度のこの別記を合わせた全体は何トンですか。漁獲量は。

納田係長 他の県もあわせた全体的な数値ということですか。  
そこに関しては、情報が出ておりませんので、また調べて回答します。

平井委員 かたくちいわし太平洋系群は、かなり御不満があるかもしれませんが、トン数が、先ほど三好さんが言われたように、全然かけ離れていて問題もないと思うんですが、瀬戸内海はこれだけの県で48,000トンですか。この数字の中で約6,300トンが愛媛ということだったんですが、なんかイメージ的にそんなに余裕がないんじゃないかというイメージなんですよ。これを聞いた場合に。我々、ここでいけんやいやという話ではないけど、できるんだったら、イメージからすれば、トン数を全体で増やしてもらおうというわけにはいかないんでしょうか。

納田係長 現在、愛媛県の令和7年10月末までに受けている報告量としましては、1月から10月で2,427トンということで、目安の6,379トンの4割未満ではあるので、TACは遵守できる見込みではあります。

平井委員 はい、わかりました。

立花議長 對尾委員、どうぞ。

對尾委員 一つお聞きしたいのですが、前に地方局でカタクチイワシの説明を受けた時に、これは親魚の量を言っているのでしょうか。稚魚は入っていないというように認識しているんですけども。

納田係長　こちらに関しましては、稚魚は入っておりません。

對尾委員　了解しました。稚魚を今後数量に算入するというようなことを前に少し聞いたのですが、そういうことは想定しているわけですか。

納田係長　必要となれば入ってきますが、今のところはまだ、話としては、来ていません。

對尾委員　わかりました。

立花議長　他に何かございませんか。

三好委員　6,379トンが愛媛県の割合として、私共は当然加工していく方なんですけれども、生イワシとしての扱う重量としてはあまりにも数字のボリュームが違いすぎるというような気がするんですけども、それは同じような扱いになるんですか。煮干しに加工するようなイワシも、餌の原料に使うホウタレイワシも。

塩田委員　それは換算しているのではないですか。

三好委員　こういう場でそういうことを言ったら害する人もいるかも知れませんが、我々はその海域でカタクチイワシを獲るじゃないですか。それで、南の方で、すごい量のまき網でどんどん、どんどん餌が獲れるじゃないですか。そうなった時に、物凄く数字のバランスっていうのは、合いにくいんじゃないでしょうか。

平井委員　これは、歩留まりみたいなのをやって出すんじゃないんですか。生イワシの計算でやるんじゃないんじゃないんですか、カタクチイワシは。

塩田委員　5倍とか、4.5倍とか、これ、漁獲量は生換算ですよ。量りにかけているのは、いりこでかけているけど、漁獲量で計上するときは、生に換算している。

平井委員　例えば、乾燥で100キロだったら、生の場合だったら例えば倍とか、そういうデータがあるじゃないですか。そうやって生で計算しているやつじゃないですか。乾燥やったら心配する必要はないですが、生で多分計算するようになっています。

三好委員　これに触れることはないと思っていますけど、自分たちはそれでずっと生活が懸かっているものですから。

立花議長　今、三好委員が言われたように6,379トンの中でまだ4割しか獲っていないという状況と、例えば、愛南の方では、本当にカタクチがそこそこ混じって、それにゼンゴ、ウルメやマイワシが入ったりとかそういうのは、うちではカタクチとしては結局TACの方には上げてはいかないという状況

もあるので、瀬戸内海の三好委員のところでは、カタクチに特化されたという形になると思うんですけども、その分の余裕はあるんじゃないですか。

三好委員 と思うんですけど、まあ、わからないですからね。

平井委員 これは三好さん、なんぼ魚を獲ったってお金にならなかつたら獲らないですから。安かつたら。多分、全体的に似たところもそうですが、何とかなるんじゃないですか、一旦は。それは私もちょっと心細いですが。

立花議長 皆さん、他にございませんか。  
私も宇和島関係のまき網の関係でこの話は何回か聞いていて、皆さんも、やはりトン数は多ければ多いほどいいということもあるんですけども、今の段階だったら、これだったらどうにかやり繰りがつくんじゃないかと、そういうようなイメージです。  
皆さん他にございませんか。

委員一同 ( 意見なし )

立花議長 それでは、御意見がないようでございますので、お諮りします。第2号議案のかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 ( 異議なし )

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定いたします。

#### 4 (3) 第3号議案(新規の許可等について(諮問))

立花議長 続きまして、第3号議案、新規の許可等についてを議題とします。  
事務局から、説明をお願いします。

逢阪次長 それでは、資料3の1ページを御覧ください。知事からの諮問文を朗読します。  
( 諮問文朗読 )  
諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 ( 資料に基づき説明 )

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。  
発言をする場合には、挙手をして指名されてからの発言をお願いします。何かございませんか。

平井委員 確認ですが、吉田支所の許可を愛南漁協の方に移すということなんで

すよね。それによって、愛媛県の全体の許可は変わらないということな  
んですよね。

納田係長 はい。

平井委員 わかりました。

立花議長 他にございませんか。

委員一同 (意見なし)

立花議長 それでは、御意見がないようですので、お諮りします。  
第3号議案の新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決  
定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定をいたします。

#### 5 報告事項(1) くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更について

立花議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、  
次に報告事項に移ります。

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の変更についてを報告願いま  
す。

逢阪次長 報告の内容につきましては、水産課から説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について御質問等がございま  
したら、お伺いします。

私の方から、クロマグロの件なんですけど、混獲枠で八幡浜と宇和島と  
愛南で10トン分を按分で3.3トンずつ、まき網、定置網、刺網なんかで  
獲るような形をとって、今八幡浜さんはちょっと少しそれ以上になった  
んですけど、全体では混獲枠10トン内に収まっている状況です。報告ま  
でです。

皆さん何かございませんか。

委員一同 (意見なし)

#### 5 報告事項(2) 連合海区・広域漁業調整委員会について

立花議長　それでは、特に意見がないようですので、次に連合海区・広域漁業調整委員会についてを報告願います。

大谷書記　（資料に基づき説明）

立花議長　報告が終わりましたが、ただいまの報告について御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同　（意見なし）

## 5 報告事項（3）令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について

立花議長　それでは、特に意見がないようですので、次に令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロックについてを報告願います。

大谷書記　（資料に基づき説明）

立花議長　報告が終わりましたが、ただいまの報告について御質問等がございましたら、お伺いします。

平井委員　ちょっといいですか。遊漁船の件についてですが、テレビなんかで、静岡とかいろんなところは、朝の午前中なら午前中というように時間制限をしているみたいなんですよ。この西日本ブロックでは、そういう話は出ていないですか。

例えば、遊漁船の場合は、テレビで見るといろんなところで、午前何時から十何時でやめるとかいうような、申し合わせをしているかどうかは分かりませんが、そういうところが多いんですよ。それで西日本ブロックとしても、そういう話を何か検討しないといけないんじゃないかと思うんですよ。ある程度時間制限をしてもらうように、例えば朝から晩まではしないとありますが、自分たちで朝の何時から午後の何時で最終とかいうように、要望されていますので、ぜひやっぱりこういうことも、漁民を守るためにも、なるならないは別として、ある程度時間制限で協力をもらうということをひとつ考えていかないといけないと思っています。

以上です。

梶田課長　平井委員のおっしゃいました、遊漁との調整という問題は、全国的に対処しなきゃいけない問題とっております。何でもかんでも規制する

というわけではないんですけども、こういった漁場の使い方ということについては、こちらの方もアンテナを張りまして、事あるごとに国とも最新の状況を探りつつ、皆さんに御報告できたらと思います。

検討するということで、御理解いただけたらと思います。

平井委員 はい、どうもありがとうございます。

立花議長 私の方からもよろしいでしょうか。

今、平井委員から出た話なんですけれども、会議の中では、基本的にはそんなに話はしなかったんですが、後の懇親会の中で、やはり遊漁がどこも問題になっていると。例えば、浮き魚礁の関係、宮崎の関係でもそうなんですけど、各漁場によって仕様が違って、基本的には遊漁船は漁業者がいたら自粛をしてくれという条件がついていまして、日の出の1時間後から日の入り1時間前にはやめるとか、2隻以上ならやめるとか色々ルール、それぞれの魚礁によって違うんですが、遊漁がめちゃくちゃやっている所もあるという話も出ていましたし、この部分に対しては、しっかりと整理をして、今、梶田課長さん言われたように何でもかんでも取り締まるというわけではないんですけども、ある程度の大筋的なものは出して、しっかりと漁業者を守るところを、もちろん出していかないといけないんじゃないかという話は、懇親会では出ましたので、また、次の機会に話せるように仕組みを考えていけたらと思います。

塩田委員 瀬戸内海広域漁業調整委員会でも、いくつかの県から遊漁との漁場調整を何とかしてほしいという意見が、1県だけではなくて数県から出ておりました。

平井委員 現実として、場所の制限はできないですからね。釣りは、自由なので。ということは、ある程度協力を願う形で、どうしても時間制限というのは、言うべきことは言わないといけないのではないかと思います。

福島委員 今、平井委員の話にありましたように、私のところもいろいろな問題が起こっております。

豊後水道の方で、今タチウオが釣れているんですけども、平日は大体40隻くらいなんですけれども、土日になると140隻くらい。広島、大分の遊漁がすごいです。昔でしたら、小さい船で来ていたのが、今はクルーザーになって、もう漁師さんよりも大きくなって、漁師さんが一番ポイントのいいところを追い出されているような感じになっているらしいです。多分まき網の方も、そういう感じで、網がなかなか巻けないとい

うような話が出ていますので、やっぱりその現状はしっかりと伝えていただきたいと思います。検討をお願いします。

立花議長 今、福島委員から出た話なんですけども、南でカツオの魚礁だったらある程度制限をかけることができるんですけども、沖の瀬があって、そこを、釣りは自由漁業の中で、なかなかこう制限というのは、船釣りの言い分もあるじゃないですか。そこで、もちろん漁業者もさっき言われたように揉めたりしたこともあったんですけど、なかなかそこは、やり方が難しいというように聞きました。

沖の方で見れば、魚礁があるところは接続水域なので、そこには、それなりの検査を受けてなかったら行けないとか、いろいろ問題があるんですけども、カンパチとかタチウオ狙いとか、なかなかそこら辺を取り締まるのは難しいというのは聞きました。

とにかくみんなで考えて、調整委員会でも、大分県でやる時なんか、広島県でもそうですけど、お願いしていけば、調整委員会ですっきりとした形でやってくださいという話は何回もしたので、そういう方向で、少しずつ話を狭めていくのがいいかなと思っています。

他に皆さんございませんか。

平井委員 多分ですね、これ、船数を制限することはできないだろうと思うんですよ。現実的に。ただ時間制限は、多分、私が釣り客を乗せていくとするじゃないですか。早くから出て、本来なら、そんなに遅くまで釣りたいくないと思います。ということは、時間制限でこうなっていますと言えば、ある程度は可能な、現実的な話として、これで話を少し進めるのが現実だと思います。

立花議長 今、平井委員が言われたように、申し合わせ事項みたいな感じですよ。かちっ、かちっとするのではなくて、申し合わせなら、足並み揃えてやりましょうという感じ。

宇和海の方では、撒き餌ができない、遊漁の方は。漁業者の強みはそこにあるんですけど。そこら辺も含めてちょっと案をみんなが考えて、どういう風に遊漁船に対処をするかを考えていかないといけないかなと。結構うちの方も遊漁船で、宮崎県の方から言われています。漁業者から。

平井委員 というのは、うちのまき網では、夏になると剣先イカ漁がすごい火をつけて、こちらが巻こうと思っても、もう朝までやられたら火を消さないで、巻けないということになる。それは夜中までということなので話合って、そういう形で暗黙の了解ということになっているんですよ。

船主さんも、よそからいろいろ来るじゃないですか、県内からも県外からも。帰らないといけないし、もうそこまでやったらいいということで、それは了解をもらったような感じになっているので、これは一番は、時間をある程度、朝の何時から出港して、時間を12時なら12時くらいに、そこで考えてくれというような形で。そう簡単にはいかないと思いますが、船主さんも早く帰れるので、多分反対はしないと思います。

立花議長 県とも話をしながら、また、小型船舶機構とも話しながらいろいろな形で妥協案が見つければいいと思いますので。

平井委員 これは必ず近い将来問題になってくると思います。もうなっています、実際。これは、もう見て見ないふりはできないことなんです。

喜田委員 大改革じゃないですが、組合員になってもらいたいんですよ。レジャーの人たちに、組合員になってほしいと思っています。私は、去年は全国の役をしていたので、水産庁さんと直接懇談会がありました。その時も話をさせてもらいました。組合員になってもらったら、それだけその各組合で協議会などもある。レジャーや遊漁の人たちは、その組合があるんでしょ。だから、それを私共の漁協の方に入ってもらえるような仕組みに、10年後はなってもらいたいです。

立花議長 喜田委員の話も、漁業に従事するかそうでないかというところで組合員では難しい部分もあるんですけど、そういう話も含めて、遊漁船は漁業資金とか調べても難しい場合があって、結構縛りもあって、遊漁者の人は簡単にはできない。いろいろな形で話をしながら詰めていくともできるかも分かりませんので、また、県とも詰めながら考えていこうと思います。

平井委員からも言われたように、この問題は、かなりこれから大きい、資源が減少したりする問題になってくるのではないかと考えております。

他に皆さん御意見がありましたら、よろしいですか。

委員一同 (意見なし)

## 6 その他

立花議長 特に、皆さん御質問がないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

以上で、事前にお知らせをしておりました議題は、全て終了しました

が、最後にその他として何かございませんか。

三好委員 知識不足で申し訳ないですけども、漁獲量の数字の管理というのは、漁協が把握している数字のみなんですか。

納田係長 漁協から県に来るケースと、各漁業者が、国が構築しているデータベースに報告するケースの2パターンがありまして、県はその2つのものを集約して管理しています。

立花議長 今、三好委員が言われた漁獲量の管理は、結局ほとんどがTAC管理しなくちゃいけなくなっている中で、クロマグロや何でもそうですけども、県が把握しながら、今、愛媛県のTACはここまでいっているというような形の管理という捉え方でいいんですよね。

梶田課長 漁獲管理というところで、最初、TACが始まったのは平成8年頃だと思いますけども、それは紙で管理するというもので、毎月の報告を出していただいて、報告を集計するという方法でございました。

ただ、魚種が広がって、非常に県の方も集約がなかなかできにくくなったということで、電子化を進めまして、市場から自動的に上がってくるものもあります。それと、その報告にのらない方は、やっぱり紙で上がってくるものもありますので、それを両方まとめて、今、余裕が十分にあるとか、余裕がなくなってきたりとか、そういったことを皆様にフィードバックしているような状況でございます。

三好委員 ありがとうございます。

立花議長 とにかく魚種も今は広がって、TACはもうほとんどの魚で今から管理されていくような形になって、こんなにあるんだというくらい組合の方で見たんですが、まだ、これ以上に資源管理型漁業の観点から、広がっていくんじゃないかというのはあると思います。

事務局から何かありますか。

逢阪次長 年明けに、各種の連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会がございます。資料1枚もので、令和7年度の各種海区漁業調整委員会のスケジュールという資料で、令和8年1月以降のものをお配りしてございます。

山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会につきましては、去年は急遽ウェブ開催になりましたが、愛媛県松山市での開催予定でございます。

広島・愛媛連合海区漁業調整委員会につきましては、広島県呉市を予定してございます。

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会につきましては、松山市で開催する予定となっております。

3月に入りましたら、太平洋広域漁業調整委員会、瀬戸内海広域漁業調整委員会、そして本海区漁業調整委員会の開催を予定しておりますので、各担当の委員さんにおかれましては御出席のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

立花議長 事務局から、今報告がありました。皆さん他に御意見ございませんか。

委員一同 (意見なし)

立花議長 それでは、全ての事項が終了しましたので、これをもって本日の委員会を閉会します。

閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日は御多用のところ、愛媛海区漁業調整委員会に出席をいただきまして誠にありがとうございました。

各議題につきまして、慎重かつ建設的な御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。委員の皆様には、引き続き御協力と御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会させていただきます。

誠にありがとうございました。

15時30分 閉会